



市町村職員の勤務条件

【概要】

「市町村職員の勤務時間、休暇等の勤務条件」は、国や他の地方公共団体との権衡を図りながら、各団体の条例・規則等で定められています。また、社会情勢等の変化に応じて適宜見直しが行われています。

<法的根拠>

地方公務員法第24条第4項及び第5項に規定されています。

市町村課行政担当

TEL 028-623-2120

具体的には次のようなものが条例・規則等で定められています。
(団体によって異なります)

<勤務時間>

1週間当たりの就業時間が定められています。

多くの団体の就業時間

1日7時間45分、週38時間45分

開始時刻 8:30 終了時刻 5:15 休憩時間 12:00 ~ 13:00

<主な休暇>

年次休暇・・・一般的に言われる有給休暇のことです。原則として年20日（採用1年目の職員を除く。）、未使用の場合は20日を限度に翌年度に持ち越すことができます。

病気休暇・・・負傷又は疾病により療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

特別休暇・・・特別の事由がある場合に認められている休暇です。（結婚、出産、親族死亡、未就学の子の看護、短期介護休暇、骨髄移植、ボランティア活動など）

介護休暇・・・配偶者、子、父母等を介護するため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

県内市町村の勤務条件等について

県内市町の勤務条件等調査結果については、下記を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/a02/pref/shichouson/jinjigyousei/1232697744634.html>